

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について、令和８年度愛媛県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱第１７条第１項に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１０月１日

新居浜市鳥獣被害対策協議会

会 長 岡 部 成 彦

１ 一般競争入札参加者の資格について

（１）入札に付する事項

ア 事業名 令和８年度新居浜市鳥獣被害防止総合対策事業

（イノシシ用箱わな導入）

イ 納入物品 大型箱わな（イノシシ用） １０基

ウ 納入場所 新居浜市観音原町乙１３８番１

新居浜リサイクルプラザ（別図参照）

エ 納入期限 令和８年１２月２５日（金）

オ 予定価格 公表しない

（２）入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

ア 次の要件に該当しない者であること。

（ア）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

（イ）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

（ウ）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成２３年条例第

29号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められること。

(エ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

(オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)及び参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から入札の日までの期間に、国及び地方公共団体等による指名停止を受けていないこと。

ウ 過去に国、地方公共団体、農業団体、各地域等鳥獣被害対策協議会等に入札物品と同等品、またはこれに類する物品の納品実績を有し、誠実に履行できる者で、当該入札に係る契約を締結する能力を有する者

エ 専門技術者が常駐する本社又は支社若しくは営業所の営業拠点が中国地方又は四国地方にあり、納入後、故障等緊急に修理等を要する場合、迅速(概ね3時間以内に現場まで到着できること)かつ適切に修理対応ができること。

オ この公告の日において、中国地方又は四国地方に継続して3月以上設置されている本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(3) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、申請書及び資料を提出し、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

イ 申請書及び関係書類は、提出期限までに担当窓口へ持参し、又は郵送(提出期限必着)により提出しなければならない。

ウ 提出書類

(ア) 申請書（第 1 号様式）

(イ) 資料

- a 契約実績報告書（第 2 号様式）
- b 誓約書（第 3 号様式）
- c 受付票（第 4 号様式）
- d 契約に係る指名停止等に関する申立書
- e 別紙 仕様書に掲げる納品物品の詳細のわかるもの

エ 申請書及び資料の提出期間及び提出場所

(ア) 提出期限 令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）までの執務時間中（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。以下同様とする。）とする。

郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(イ) 提出場所 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号 新居浜市経済部農林水産課

(ウ) 入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水）までにファクシミリまたは電子メールにより通知する。

(4) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、会長に対し入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。この場合においては、令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木）までに当該書面を持参もしくは郵送の上、提出しなければならない。

イ アの書面の提出先

新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号 新居浜市経済部農林水産課

ウ 会長は、アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）までに、ファクシミリ又は電子メールにより回答する。

2 一般競争入札について

(1) 入札に参加する者に必要な資格

1 の（3）により入札参加資格の確認を受けた者

(2) 入札執行の日時、場所等

ア 日 時 令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水） 1 3 時 3 0 分

イ 場 所 新居浜市庁舎 2 階 2 1 会議室

ウ その他 入札当日は、入札参加資格確認通知書（写し可）を持参すること。

（３）契約条項を示す期間及び場所

ア 契約書案、入札心得、仕様書（以下「契約条項等」という。）は、次のとおり
閲覧に供するとともに農林水産課のホームページ・新居浜市役所 1 階ロビーにも
掲載する。

（ア）閲覧及び掲載期間

この公告の日から令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木） 1 7 : 0 0 まで

（イ）閲覧場所

新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号 新居浜市役所 1 階ロビー

イ 契約条項等についての質問は、書面持参、ファクシミリ又は電子メールにより
行わなければならない。なお、当該書面の提出期間及び提出場所は、次のとおり
とする。

（ア）提出期間 この公告の日から令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）までの執務時間中

（イ）提出場所 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号 新居浜市経済部農林水産課

ウ 契約条項等についての質問に対する回答は、質問者に対してファクシミリ等で
回答するほか、令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）まで農林水産課のホームページに回
答書を掲載して行うものとする。

（４）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除する。

（５）契約書作成の要否 要

（６）その他入札について必要な事項

ア 入札方法

（ア）入札の参加に当たっては、入札参加資格確認通知書（写し可）を持参すると
ともに、代理人が入札に参加する場合は、入札開始時に、委任状（第 7 号様
式）を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。

（イ）電報又は郵送による入札は認めない。

（ウ）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当
する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端

数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 契約の相手方の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

(ア) 上記イにより契約の相手方が決定しない場合は、直ちに2回目の入札を行う。2回目の入札でも契約の相手方が決定しない場合は、2回を限度として見積合わせを行う。

(イ) 2回目の見積合わせにより契約の相手方が決定しないときは、不調とする。

ウ 提出すべき書類

落札者は、入札書に記載した金額に対応した経費内訳書を提出すること。

(ア) 経費内訳書には、数量、単価、金額等を記載すること。ただし、様式は任意とする。

(イ) 経費内訳書は、参考図書として提出するものであり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

エ 入札の無効

(ア) 入札参加資格のない者及び参加確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は無効とする。

(イ) 入札時点において、国及び地方公共団体等より、指名停止措置を受けている者は、入札参加資格を取り消すものとする。

3 問合せ先

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市経済部農林水産課(新居浜市庁舎4階)内

新居浜市鳥獣被害防止対策協議会事務局(担当:田中、藤目、村上)

TEL: 0897-65-1262

FAX: 0897-65-1305

MAIL: nousui@city.niihama.lg.jp

別図 納品場所

